

要綱第13号

須恵町農業委員会の委員の選任に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）及び須恵町農業委員会の委員の定数に関する条例（平成28年須恵町条例第24号）に基づき、須恵町農業委員（以下「農業委員」という。）選任の手続等について、法令に規定するもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(推薦及び募集)

第2条 法第9条第1項の規定に基づく農業委員候補者の選出方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 農業者その他の関係者からの推薦
- (2) 農業者が組織する団体からの推薦
- (3) 一般募集

(推薦及び募集の要件)

第3条 前条の規定により、農業委員として推薦を受ける者又は募集に応募する者は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項についてその職務を適切に行うことができる者で、農業委員任命予定日において、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 農業委員の在任期間において、町内に住所を有する者。ただし、特別の事情がある場合はこの限りでない。
- (2) 町の職員でない者
- (3) 農地につき耕作の業務を営む者又は同居の親族及びその配偶者において、その耕作に従事する者であることを農業委員会が認めたもの。ただし、法第8条第6項に規定する者を除く。
- (4) 町の農業の発展に寄与することを町長が認める者

（推薦手続等）

第4条 農業委員の推薦に当たっては、次の手続きを経るものとする。

（1） 第2条第1号に規定する農業者その他の関係者からの推薦に当たっては、推薦を行う町内に住所を有する農業者が文書をもって推薦すること。ただし、特別の事情がある場合はこの限りでない。

（2） 第2条第2号に規定する農業者が組織する団体からの推薦に当たっては、当該団体又は農業組織の代表者が文書をもって推薦すること。ただし、特別の事情がある場合はこの限りでない。

2 推薦する文書には、農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号。以下「省令」という。）第5条第1項に規定する事項を記載するものとする。

3 推薦をする代表者は、持参、郵送、ファックス又は電子メールにより、推薦する文書を町長に提出するものとする。

（募集手続等）

第5条 農業委員の募集に当たっては、次に掲げる方法により、町内の農業者等その他関係者への周知に努めるものとする。

（1） 町広報紙への掲載

（2） 町ホームページへの掲載

（3） その他町長が必要と認める方法

2 募集に応募する者は、省令第5条第1項に規定する事項を記載した文書を、持参、郵送、ファックス又は電子メールにより、町長へ提出するものとする。

（推薦及び募集の期間）

第6条 前2条に規定する推薦及び募集に係る受付期間は、おおむね1ヶ月とする。

（推薦及び募集状況の公表）

第7条 農業委員会は、推薦及び募集状況について、町のホームページ等により、募集期間の中間及び終了後に遅滞なく公表するものとする。

（候補者の選考）

第8条 町長は、適正な推薦及び募集の手続を経て農業委員の候補となった者（以下「候補者」という。）について、須恵町農業委員会委員候

補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）に、その評価及び意見を求めるものとする。

2 評価委員会の組織、運営その他必要な事項は、別に定める。

（農業委員の選任）

第9条 町長は、評価委員会の報告を受けた後、候補者のうちから農業委員として適当であると認める者を、議会の同意を得た上で選任する。

2 町長は、前項の規定により農業委員を選任したときは、当該農業委員に辞令を交付するものとする。

（農業委員の補充）

第10条 罷免、失職、辞任等により農業委員の欠員が生じた場合は、この要綱に定める手続に基づき、速やかに農業委員を補充しなければならない。

2 農業委員会の欠員が定数の3分の1を超えた場合は、この要綱に定める手続に基づき、速やかに農業委員を補充しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。